

各指定障害福祉サービス事業所運営法人代表者
各指定障害者支援施設運営法人代表者
各指定一般相談支援事業所運営法人代表者
各指定障害児通所支援事業所運営法人代表者
各指定障害児入所施設運営法人代表者
(岐阜市所管の施設等は除く。)

様

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

虐待防止措置未実施減算の取扱いについて

日頃より県の障がい福祉施策の推進にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和6年度指定障害福祉サービス等報酬改定により、令和6年4月1日以降、虐待防止措置未実施減算が適用されることとなりましたので、その取扱いについて下記のとおりお知らせします。

記

1 減算が適用されるサービス種別

全サービス

2 減算される単位数

所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算

3 減算が適用される要件

以下の運営基準のいずれかを満たさない場合に減算が適用されます。

- (1) 虐待防止委員会を定期的に（1年に1回以上※）開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（1年に1回以上※）実施すること。
- (3) 上記(1)(2)を適切に実施するための担当者を置くこと。

(※) 運営指導では実施日から遡って1年以内に委員会、研修を実施しているか確認します。もしその期間に委員会、研修を実施していない場合、減算となる恐れがあります。(年1回実施の場合、毎年同じ月に開催する等、直近1年以内に1回以上開催してください)。

4 減算の適用期間

- ・減算の適用開始月：事実が生じた月の翌月

運営指導等により運営基準を満たしていない事実が確認された月の翌月が減算の適用開始月となります。

- ・減算の適用終了月：改善が認められた月

運営基準を満たしていない事実が生じた場合、障害福祉課あて（岐阜地域は岐阜地域福祉事務所あて）に改善計画をご提出いただき、その計画に基づいた改善状況を事実が生じた月から3月後に改善報告をご提出いただきます。当該報告により改善が認められた月が減算終了月となります。

※減算の適用及び適用の終了に併せて、障害者サービスについては「介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書」及び「総括表」、障害児サービスについては「障害児通所給付費・障害児入所給付費等算定に係る体制等に関する届出書」及び「総括表」をご提出ください。

5 その他

- ・改善計画及び改善報告の参考様式については、運営指導等にて運営基準を満たさない事実を確認した際に、運営指導等の担当よりお知らせします。

岐阜県健康福祉部障害福祉課事業所指導係			
係長	若原	担当	島田
TEL	058-272-1111 内線 3491		
FAX	058-278-2643		

岐阜県岐阜地域福祉事務所地域福祉第二係			
係長	永田	担当	菊川、入山、山内
TEL	058-272-8287		
FAX	058-278-3526		